

岐阜県社協「災害ボランティアバス」実施要項

令和6年能登半島地震により被災した、石川県七尾市の復旧を支援するため、災害ボランティアを募集し、下記日程により「災害ボランティアバス」を運行します。

1 主催

社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

2 実施日時

令和6年3月23日（土）

出発時間：5：30 岐阜県福祉・農業会館

集合場所：岐阜県福祉・農業会館前駐車場（岐阜市下奈良2-2-1）

※出発時間の20分前には集合してください。**時間厳守**

※お車でお越しの際は集合場所駐車場をご利用いただけます。

【行程】

5：30	岐阜県福祉・農業会館 出発
9：15	七尾市災害ボランティアセンター(七尾市文化ホール) 到着
9：30	オリエンテーション
10：00	ボランティア活動開始
16：00	ボランティア活動終了
16：30	活動報告や片付け等
17：00	七尾市ボランティアセンター 出発
21：00	岐阜県福祉農業会館 帰着予定
※交通事情により前後するなどの変更があります	

3 活動場所（行き先）

七尾市災害ボランティアセンター（七尾市文化ホール 七尾市府中町ヲ部38番地）

4 経費の負担

参加費 無料

5 募集人員

30名 ※申し込みについては先着順とします。

6 活動内容

被災家屋の片付け、瓦礫の撤去、清掃、家具の移動、災害廃棄物の分別作業など

7 服装・持ち物

- (1) 長袖・長ズボン、安全靴・安全長靴（けがの防止のため、踏み抜き防止の中敷き必要）
- (2) 防臭・防塵マスク、ヘルメット（必ずご持参ください）、作業用ゴーグル（コンタクトの人は必須）
- (3) 防寒着、軍手・ゴム手袋（割れ物を扱うこともあるため怪我をしない厚手の物がよい）、ウエストポーチ等（貴重品携帯用）
- (4) タオル、ウェットティッシュ、消毒液等の衛生用品
- (5) 雨具（カッパ、レインコート）
- (6) 昼食・軽食（現地で購入できるか不明のため）、飲料水、薬（常備薬のほか、目薬、うがい薬など）
- (7) 健康保険証のコピー、現金

※活動に必要な備品は、岐阜県社協にて準備します。

※バス内が汚れないよう着替え、履き替え用の靴を用意し、汚れた服や靴を入れる袋を準備してください。また、持ち物にはお名前をご記入ください。

8 募集期間・申込方法等

募集期間：令和6年3月12日(火)9時～15日(金)17時 ※定員になり次第、募集終了とします。

申込方法：下記、申込専用フォーム (Google フォーム) により先着順となります。

※電話、FAX、メールでの申し込みは不可とします。

※団体等での受け付けはしていません。

※個人 (一人ずつ) での申し込みをお願いします。

※定員に達した場合は、申込フォームの最初の選択肢で「定員に達しました」と表記されます。

【申込専用フォーム URL 及び二次元コード】

<https://forms.gle/MmU2BCyY9omN33HGA>



要件：①県内在住の方、かつ健康状態に問題のない方

②18歳以上

③ボランティア活動保険に加入すること

※事前加入 (加入済) が条件となります。

※ボランティア活動保険については、必ず当日までに加入してください。

※自宅最寄りの市町村社会福祉協議会またはインターネットでの加入が可能です。

※「基本プラン」では活動中の地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されないことをご留意ください。既に「基本プラン(350円)」に加入の場合は、差額を支払い「天災・地震補償プラン(500円)」に切り替えることはできないため再加入をご検討ください。

9 参加決定

参加が決定した方に対し、事前に参加決定通知及び詳しい行程、集合場所、駐車場などをメールにてご案内します。

※参加決定通知を受け取っていない方は、今回の活動に参加できません。(バスへの乗車もできません。)

10 注意事項

- (1) 被災地でのボランティア活動について、活動内容や場所の指定はできません。現地の災害ボランティアセンターの指示に従ってください。
- (2) 被災地での活動は現地のニーズに応じて対応するため、重労働となることがあります。活動中の安全やご自身の健康は、ボランティアが自分自身で管理していただくことをご理解のうえ、ご参加ください。
- (3) ボランティア活動保険については、必ず事前にお近くの市町村社会福祉協議会で加入ください。
- (4) 活動キャンセルの場合は、前日までに必ず事務局までご連絡してください。
- (5) 荒天等により現地でのボランティア活動が中止となることがありますので、必ず岐阜県社会福祉協議会のホームページを閲覧し、実施の有無についてご確認ください。
- (6) 七尾市災害ボランティアセンターは、上水道については使用可能で仮設トイレの設備は使用可能です。しかし、実際にボランティア活動を行う場所によっては水道やトイレ共に使用できない所が多くあることをご承知おきください。

11 問合せ先

〒500-8385 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内
岐阜県社会福祉協議会 岐阜県ボランティア・市民活動支援センター
TEL : 058-274-2940